

令和4年9月
令和4年第5回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 8 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定・訴えの提起)	1
報告第 9 号	令和 3 年度栃木市継続費精算報告書	6
報告第 10 号	令和 3 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	8
報告第 11 号	一般財団法人栃木市農業公社の令和 3 年度事業状況報告書の提出について	10
議案第 93 号	令和 4 年度栃木市一般会計補正予算 (第 4 号)	別冊
議案第 94 号	令和 4 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 95 号	令和 4 年度栃木市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 96 号	令和 4 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 97 号	令和 4 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 98 号	令和 4 年度栃木市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 99 号	栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	11
議案第 100 号	栃木市犯罪被害者等支援条例の制定について	13
議案第 101 号	栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第 102 号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	25
議案第 103 号	栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について	27
議案第 104 号	栃木市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第 105 号	栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第 106 号	栃木市横山郷土館条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 107 号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第 108 号	令和 3 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	46
議案第 109 号	令和 3 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	47
議案第 110 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて (黒川弘照氏)	48
議案第 111 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて (臼井恭子氏)	49

番 号	件 名	
認定第 1号	令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	50
認定第 2号	令和3年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	51
認定第 3号	令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	52
認定第 4号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定 について	53
認定第 5号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の 認定について	54
認定第 6号	令和3年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について	55
認定第 7号	令和3年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について	56
認定第 8号	令和3年度栃木市水道事業会計決算の認定について	57
認定第 9号	令和3年度栃木市下水道事業会計決算の認定について	58

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定・訴えの提起）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 5 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 6 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 7 号 訴えの提起に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年7月26日

栃木市長 大川 秀子

令和4年5月31日、小山市役所駐車場内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

宇都宮市西川田町地内居住者

2 損害賠償の額

92,554円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年7月26日

栃木市長 大川 秀子

令和4年5月2日、栃木市梓町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

宇都宮市東宿郷三丁目地内居住者

2 損害賠償の額

76,483円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

訴えの提起に関する専決処分書

訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年7月26日

栃木市長 大川 秀子

1 訴訟の相手方（被告となるべき者）

住 所 栃木県宇都宮市

氏 名

2 事件名

放置自動車撤去等請求事件

3 訴えの趣旨

- (1) 相手方に対し、土地の明渡しを求める。
- (2) 相手方に対し、平成23年9月分の未納使用料3,500円、及び平成23年10月から土地明け渡し完了までの使用損害金1か月当たり3,500円を損害賠償金として、併せて訴訟費用の負担を求める。

4 訴えの原因

合併前の西方町において、金崎有料駐車場の使用に関し、相手方に次の許可をした。

- ・利用区画 No 26
- ・使用料 月3,500円
- ・自動車登録番号 XXXXXXXXXX
- ・車名 トヨタ クラウン 黒色
- ・利用申請期間 平成23年7月1日から平成23年9月30日まで

しかし、相手方は9月分の使用料を未納のうえ、利用期間が終了しているにもかかわらず、平成23年10月1日から許可なく車両を駐車していることから、再三に渡り車両の撤去、並びに使用料の催告をしたが、いずれも応じなかったことを受けて訴えを提起するもの。

5 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 裁判の結果、必要がある場合には、上訴するものとする。
- (3) 訴訟において必要がある場合には、適当と認める条件で和解、調停に応じるものとする。

6 管轄する裁判所

宇都宮地方裁判所

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

令和 3 年度 栃木市 継続費 精算 報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
10	1	都賀学校給食センター バルク貯槽更新工事	2	5,945,000	-	-	-	5,945,000
			3	8,916,000	-	-	-	8,916,000
			計	14,861,000	-	-	-	14,861,000

報告第9号

(単位：円)

実 績					比 較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	5,945,000	-	-	-	5,945,000
12,870,000	-	-	-	12,870,000	△ 3,954,000	-	-	-	△ 3,954,000
12,870,000	-	-	-	12,870,000	1,991,000	-	-	-	1,991,000

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

1 健全化判断比率

指標名称	数値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.52%
連結実質赤字比率	—	16.52%
実質公債費比率	8.5%	25.0%
将来負担比率	20.9%	350.0%

2 資金不足比率

会計名称	数値	経営健全化基準
栃木市水道事業会計	—	20.0%
栃木市下水道事業会計	—	20.0%
栃木インター西産業団地特別会計	—	20.0%
平川産業団地特別会計	—	20.0%

3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

一般財団法人栃木市農業公社の令和 3 年度事業状況報告書の提出について

一般財団法人栃木市農業公社の令和 3 年度事業状況報告書を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別添のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定につ
いて

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を次のように制定する
ものとする。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の特例を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(副市長及び教育長の給与の特例)

第2条 副市長及び教育長の給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、副市長においては同条に定める額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額と、教育長においては同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。期末手当の算定の基礎となる副市長及び教育長の給料月額についても、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

栃木市犯罪被害者等支援条例の制定について

栃木市犯罪被害者等支援条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、風評、^{ひぼう}誹謗中傷、インターネットによる拡散、

報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(7) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(8) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であったこと（当該疾病が精神疾患である場合は、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったものに限る。）。

イ 当該被害に係る被害届が警察に受理されていること又は当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたこと。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けた時から再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行うものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体（以下これらを「関係機関等」という。）との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続等に適切に

関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、遺族見舞金及び重傷病見舞金（以下これらを「見舞金」という。）を支給するものとする。

2 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者（当該犯罪行為が行われた時において、市民（本市の住民基本台帳に記録されていた者その他規則で定める者をいう。次号において同じ。）であった者に限る。）の遺族として規則で定める者

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において、市民であった者に限る。）

3 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

4 前3項に掲げるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(安全の確保)

第9条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援の制限)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、令和4年4月1日以後に発生した犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者について適用する。

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の
1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とさ

れた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」

を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続き特定職に」に、「伴い、当該任期」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として
条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市税条例等の一部を改正する条例

(栃木市税条例の一部改正)

第1条 栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に

規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がな

いことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」
を削る。

附則第26条を削る。

(栃木市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 栃木市税条例の一部を改正する条例（令和3年栃木市条例第58号）
の一部を次のように改正する。

栃木市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族
を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳
未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24
条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に
改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中栃木市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1
項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条
の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第
4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（栃
木市税条例の一部を改正する条例（令和3年栃木市条例第58号）附則
第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規
定 令和6年1月1日

(2) 第1条中栃木市税条例第18条の4第1項の改正規定及び次条の規定

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第

2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の2第1項の規定は、令和5年1月1日以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の栃木市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、令和5年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税につ

いて適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

栃木市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

栃木市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

栃木市子ども医療費助成に関する条例（平成22年栃木市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市墓園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市墓園条例の一部を改正する条例

栃木市墓園条例（平成22年栃木市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 墓所の種別は、次の表のとおりとする。

種別	区分
区画墓地	一つの墳墓ごとに区画された墓所
合葬墓地	一つの墳墓に多数の焼骨、遺骨等を一緒に埋蔵する墓所

第5条中「墓所」を「区画墓地」に改め、同条に次の2項を加える。

2 区画墓地の使用は、1使用者につき1区画とする。ただし、別表第1に掲げる栃木市聖地公園の区画墓地第4種及び第8種については、この限りでない。

3 合葬墓地の使用は、納骨室に立ち入ることができない。

第9条第1項中「は、」の次に「区画墓地にあつては」を加え、「承継する」を「承継し、合葬墓地にあつては承継することができない」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「墓所」を「区画墓地」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 区画墓地の使用者の所在が不明となって7年を経過し、かつ、祖先の祭祀を主宰する者がいないとき。

第9条第2項第2号中「墓所」を「区画墓地」に改め、同条第3項中「当該墓所」を「当該区画墓地」に改める。

第11条を削る。

第10条の見出しを「（使用権の取消し）」に改め、同条第1項を次のように改める。

墓所の使用者が、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、市長は、墓所の使用権を取り消すことができる。

- (1) 墓所を目的外に使用したとき。
- (2) 墓所の使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 合葬墓地の使用者が、使用の承認を受けた日から起算して3月以内に焼骨、遺骨等を埋蔵しないとき。
- (4) 区画墓地の使用者が、第13条第1項に規定する管理手数料を3年度分滞納したとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第10条第2項を削り、同条第3項中「規定により」の次に「区画墓地の」を加え、「墓所」を「区画墓地」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（無縁区画墓地の改葬）

第10条 市長は、前条第2項第1号の規定により区画墓地の使用権が消滅したときは、当該区画墓地に埋蔵されている焼骨、遺骨等を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。

第12条第1項中「当該墓所の種別に応じた」を「別表第1に定める」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めたときの永代使用料は、規則で定めるところによる。

第12条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第13条を削る。

第14条第1項中「使用者」を「区画墓地の使用者」に、「墓所」を「区画墓地」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(合葬墓地に埋蔵された焼骨、遺骨等の返還)

第14条 合葬墓地に埋蔵された焼骨、遺骨等は、返還しない。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条、第12条関係)

永代使用料

名称	種別	1区画の面積	永代使用料
栃木市聖地公園	区画墓地第1種	5.0 m ²	125,000円
	区画墓地第2種	6.0 m ²	150,000円
	区画墓地第3種	5.0 m ²	275,000円
	区画墓地第4種	5.0 m ²	275,000円
	区画墓地第5種	5.0 m ²	344,000円
	区画墓地第6種	5.0 m ²	610,000円
	区画墓地第7種	5.0 m ²	506,000円
	区画墓地第8種	5.0 m ²	506,000円
	区画墓地第9種	2.0 m ²	240,000円
	合葬墓地	—	焼骨、遺骨等1体につき 100,000円
栃木市藤岡中根 墓地	区画墓地	7.29 m ²	215,000円
		5.0 m ²	215,000円

栃木市藤岡太田 墓地	区画墓地	7. 29 m ²	215, 000円
		5. 0 m ²	215, 000円
栃木市都賀聖地 公園墓地	区画墓地第1種	6. 0 m ²	250, 000円
	区画墓地第2種	10. 0 m ²	380, 000円
	区画墓地第3種	6. 0 m ²	450, 000円
	区画墓地第4種	6. 0 m ²	450, 000円
栃木市西方菅ノ 沢墓地	区画墓地	19. 8 m ²	200, 000円
栃木市西方東上 林墓地	区画墓地	6. 6 m ²	200, 000円

(注) 市内に住所を有する者以外の者に使用承認した場合の永代使用料は、5割増しとする。ただし、第8条第2号に該当する者については、この限りでない。

別表第2中「第14条関係」を「第13条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

栃木市横山郷土館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市横山郷土館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市横山郷土館条例の一部を改正する条例

栃木市横山郷土館条例（平成27年栃木市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条の表を次のように改める。

区分		入館料（1人につき）
1回券	個人	300円
	団体（1回に20人以上で入館する場合をいう。）	200円
年間券	個人	1,000円

備考 年間券の有効期間は、発行の日から1年間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2の31の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の31の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の39の6の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の39の7の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表の41の項中「第5条第1項から第5項まで」を「第5条第1項から第7項まで」に改め、「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項の1の(1)のA中「(2)」を「以下この項」に改め、「住宅性能評価書をいう。」の次に「以下この項及び」を加え、同項の2を同項の3とし、同項の1の次に次のように加える。

2 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 当該長期優良住宅維持保全計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 1(2)アに規定する金額
- (2) (1)以外の場合 1(2)イに規定する金額

別表第2の42の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項の2の(1)中「前項2(1)」を「前項3(1)」に改め、同項の2の(2)中「前項2(2)」を「前項3(2)」に改め、同項の2の(3)中「前項2(3)」を「前項3(3)」に改め、同項の2を同項の3と

し、同項の1の次に次のように加える。

2 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該長期優良住宅維持保全計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 前項2(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(2) (1)以外の場合 前項2(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第2中31の項、31の2の項、39の6の項及び39の7の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

令和3年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金157,922,026円を建設改良積立金に積立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

令和3年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

令和3年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金494,464,364円のうち145,077,240円を資本金に組入れ、349,387,124円を減債積立金に積立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市本町14番30号

氏 名 黒川 弘照

生年月日 昭和40年12月11日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市西方町金崎740番地15

氏 名 臼井 恭子

生年月日 昭和33年3月28日

認定第1号

令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

認定第2号

令和3年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和3年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

認定第4号

令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出
決算の認定について

令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）
歳入歳出決算の認定について

令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

認定第6号

令和3年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

令和3年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和3年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

認定第 8 号

令和 3 年度栃木市水道事業会計決算の認定について

令和 3 年度栃木市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

認定第9号

令和3年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

令和3年度栃木市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。

令和4年8月26日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

